

介護保険負担限度額認定の適用要件が変わります

介護保険施設などの居住費（滞在費）・食費は原則自己負担となっています。しかし、所得の低い方で介護保険負担限度額認定の認定証を交付された方は、自己負担の上限額が設けられており、これを超えた費用は介護保険から施設などに支払われます。

平成27年8月からは、介護保険負担限度額の対象となる条件が次のとおり変更となります。

平成27年7月まで

所得要件：世帯全員が市民税非課税

平成27年8月から

※①・②の両方を満たすこと。

① 所得要件

○ 世帯全員が市民税非課税

○ 別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も

市民税非課税

② 資産要件

本人および配偶者（同居・別居に関わらず）の預貯金などの資産の合計額が2000万円以下（配偶者がいない場合は1000万円以下）

負担限度額認定を受けるには申請が必要です。適用要件の変更に伴い、提出書類が変更となります。

必要書類

■ 介護保険負担限度額認定申請書

■ 同意書（所得要件および資産要件にかかる調査のため、市が各機関へ照会することへの同意）

※ 配偶者の同意も必要。

■ 平成27年1月1日現在、羽村市外に在住の配偶者の住民税非課税証明書（市区町村長が発行するもの）

■ 預貯金などがわかるものの写し（通帳の写しなど）
※ 配偶者についても必要。

■ 預貯金などの資産の例

資産項目	申請に必要な書類
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（口座番号などがわかるページ、最後に記帳してから2か月以内のもの）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行などの口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社などの口座残高の写し
タンス預金（現金）	自己申告
負債（借入金、住宅ローンなど）	借用証書、残高証明書

※ 負債については、資産の合計額から差し引きします。
※ 審査決定後に配偶者の有無や資産について申請内容に虚偽が判明した場合には、給付を受けた金額の返還だけではなく、加算金が課される場合があります。

7月未までの介護保険負担限度額認定証を持っている方は、6月に更新手続きの案内を送付しています。確認してください。

問合せ 高齢福祉介護課介護保険係④144

介護保険利用者負担額の軽減制度

介護保険サービスを利用するとき、利用者負担額を軽減する制度があります。

制度の利用には事前に申請が必要です。

対象

市民税非課税世帯の方で次のすべてに該当する方

○ 年間収入額が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること

○ 預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること

○ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

○ 負担能力のある親族などに扶養されていないこと

○ 介護保険料の滞納がないこと

対象サービス

居宅介護（予防）サービスおよび施設介護サービスなど

※ 軽減の申し出をした事業者によるサービスに限りません。

問合せ 高齢福祉介護課介護保険係④144



後期高齢者医療保険料決定通知書の送付

東京都後期高齢者医療広域連合では、7月中旬に、加入している方（被保険者）へ、平成26年中の所得金額（*）に基づき決定された後期高齢者医療保険料の決定通知書などを送付します。なお、保険料の算定基礎となる保険料率は、平成26年度と同率です。納付方法などにより送付内容が異なります。通知を確認してください。

■後期高齢者医療制度の対象となる方（被保険者）：
75歳以上の方または、65歳以上75歳未満で一定の障害がある方（本人の申請に基づき、東京都後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方）

（*）所得金額：前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額などの合計から基礎控除額33万円を控除した額（雑損失の繰越控除額は控除対象外）

均等割額
被保険者1人あたり 42,200円
+
所得割額
所得金額（*） ×8.98%
=
年間保険料額
100円未満切捨て 上限額 57万円

※所得に依りて保険料が軽減されます。合が

4月の年金から保険料が引き落とされている方

決定通知書のみ送付します。10・12月・平成28年2月の引落し額は、今回の決定額と4・6・8月に年金から引き落としした額の合計との差額となります。

平成26年度の保険料を納付したが、平成27年4月の年金から保険料が引き落とされていない方

決定通知書と第1期から第8期までの納付書を送

付します。第1期から第3期までの納付書のみが同封されている方は、10月の年金から保険料を引き落とす予定です。

平成26年度から口座振替で納付している方や口座振替の申込みを済ませた方には、納付書は送付しません。

平成27年4月2日以降に75歳の誕生日を迎え、後期高齢者医療制度に加入した方や、転入した方

第1期から第8期までの納付書を送付します。なお、平成28年4月以降の保険料は、年金から引き落とす予定です。

税金の申告をしていない方

均等割額のみを通知し、平成26年中の所得額がわかり次第、変更通知書を送付します。

※年度途中に平成26年中の所得額の変更や転出などの異動があった場合は、その都度、保険料額の変更通知書を送付します。

納付には便利な口座振替の利用を

口座振替を利用すると毎回の納付の手間がなく便利です。切替手続きをする場合は、通知書に同封する口座振替依頼書に記入し金融機関へ提出してください。

年金から保険料が引き落とされている方も、口座振替へ変更することができます。この場合、金融機関での申込みのほかに、市役所での手続きが必要です。※今まで国民健康保険税の納付に口座振替を利用していた方も、保険制度が異なるため、新たに手続きが必要です。詳しくは、問い合わせてください。

問合せ 市民課高齢医療・年金係 137

羽村市子ども・子育て会議

市民公募委員の募集

市では、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項および施策の実施状況などについて調査審議するため、羽村市子ども・子育て会議を設置しています。この会議では、知識経験者、子育て支援に携わる方、幼稚園や保育園へ通う子どもの保護者などのほか、広く子育て当事者の皆さんの意見を聴くため市民公募委員を募集します。

応募資格

次のすべてに該当する方

市内在住の18歳以上の方／18歳以下の児童の保護者／現在、市のほかの審議会などの委員となっていない方

募集人員 2人

任期 8月～平成29年7月

開催回数 年間2回程度（状況により増減あり）

開催時間 平日夜間1回2時間程度

報酬（日額） 9000円

応募方法 7月14日（火）午後5時（必着）までに、「私が考える子育て支援」を800字以内にとり、「住所・氏名・年齢・職業・電話番号・児童の年齢」を記入し、郵送・Eメールまたは直接応募先へ（様式自由）

選考方法

作文の内容を審査し、決定します。

※応募作文は非公開とし選考後返却します。選考結果はそれぞれ応募者各人に郵送でお知らせします。※持参の場合の受付時間は、土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時です。

応募先・問合せ 羽村市子育て支援課保育・幼稚園係 232-20518601（所在地記載不要）

✉s304000@city.hamura.tokyo.jp